

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津坂下町長 古川庄平

市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)	
地域名 (地域内農業集落名)	八幡地区 (朝立集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月7日 (第2回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本集落は、小麦、そばを中心に水稻、野菜等さまざまな作物を栽培している地域である。集落内の認定農業者はおらず、集落外の認定農業者3経営体が本集落で営農している。今後はこの認定農業者等を中心に農地を集積・集約化していくことが予想される。

・農地の集積は進んでいるが、今後、草刈りや水路管理など人足時の人手が足りなくなることが予想されている。継続的に農地を守っていくためにも、少ない人数で効率的に保全活動が行われるよう維持管理の省力化や低コスト化を図る必要がある。

・クマ、イノシシ、ハクビシン等の鳥獣被害があり、現在設置している電気柵の維持管理が重要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・集落内の農地は担い手を中心に集約するとともに、農家と農作業委託者等が協力して農地の維持強化に努め集落農業を維持する。

・水稻作付が難しい圃場については、小麦、そばを中心に作付しながら農地の保全に努める。

・各種交付金を活用しながら、地域全体で協力し水路や農道等の維持管理を行う。

・基本的に集落内の担い手に農地の集積・集約を図っていくが、集落内の担い手で引き受けきれない場合は、近隣集落の担い手を中心に集積・集約化を図っていく。

・補助事業等を活用しながらワイヤーメッシュ柵を増設し、電気柵と併用しながらクマやイノシシ等の鳥獣害対策に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	39.60 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39.60 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通して進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農した方の農地については、担い手の経営意向などを考慮しながら、段階的に集約化していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
大規模な基盤整備は現実的ではないことから、基盤整備には取組まず、担い手への集積、集約化を目指す。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の担い手を中心に農業を継続していくとともに、可能な限り自作地の維持・保全に努める。また、他地区の農業者との意見交換や情報交換を積極的に行うことで、周辺地区や関係機関と連携して安定した経営基盤を確立していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業や追肥など、ドローン等の機械で対応出来るような作業については、法人に作業委託をする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害対策を継続できるよう、設置から管理まで組織的に行う。
 ⑦中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金事業の活動を実施し、農家と農作業委託者等が協力して農地保全等の取組を維持・発展させていく。